

標準貨物自動車運送約款等の改正について

トラック運送業の適正運賃・料金検討会

○自動車局においては、トラック運送事業者の取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、平成27年度、厚生労働省と共同で、荷主も構成員に含めた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。

○同協議会における取引環境改善に向けた議論に先立ち、適正運賃・料金収受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行うための場として、平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置。

検討会を4回開催し、適正な運賃・料金収受に向けた方策を取りまとめ、協議会へ報告。

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」委員

委員

【学識経験者】

- ・藤井 聡 京都大学工学部工学研究科教授（座長）
- ・野尻 俊明 流通経済大学学長
- ・柳澤 宏輝 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

【行政】

- ・平嶋 隆司 国土交通省自動車局貨物課長
- ・川上 泰司 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）
- ・藤枝 茂 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・伊奈 友子 経済産業省商務・サービスグループ物流企画室長

オブザーバー

【荷主】

- ・上田 正尚 （一社）日本経済団体連合会産業政策本部長
- ・栗原 博 日本商工会議所流通・地域振興部長
- ・黒川 毅 日本機械輸出組合国際貿易円滑化委員会委員長

【トラック運送業】

- ・坂本 克己 （公社）全日本トラック協会会長
- ・馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会副会長

①目安となる運賃を定めて欲しい

- 荷主等との運賃交渉の目安となる「標準運賃」「最低運賃」等を国から示して欲しい。

②原価計算に基づく受注を徹底すべき

- 原価割れで運送を引き受ける事業者が存在する限り、①の目安があっても無意味。
- ①の目安運賃があると、高値で取れている運賃がそこに張り付き、企業努力が無意味となる。
- 各事業者における原価計算の実施と、それに基づく受注を徹底するべき。

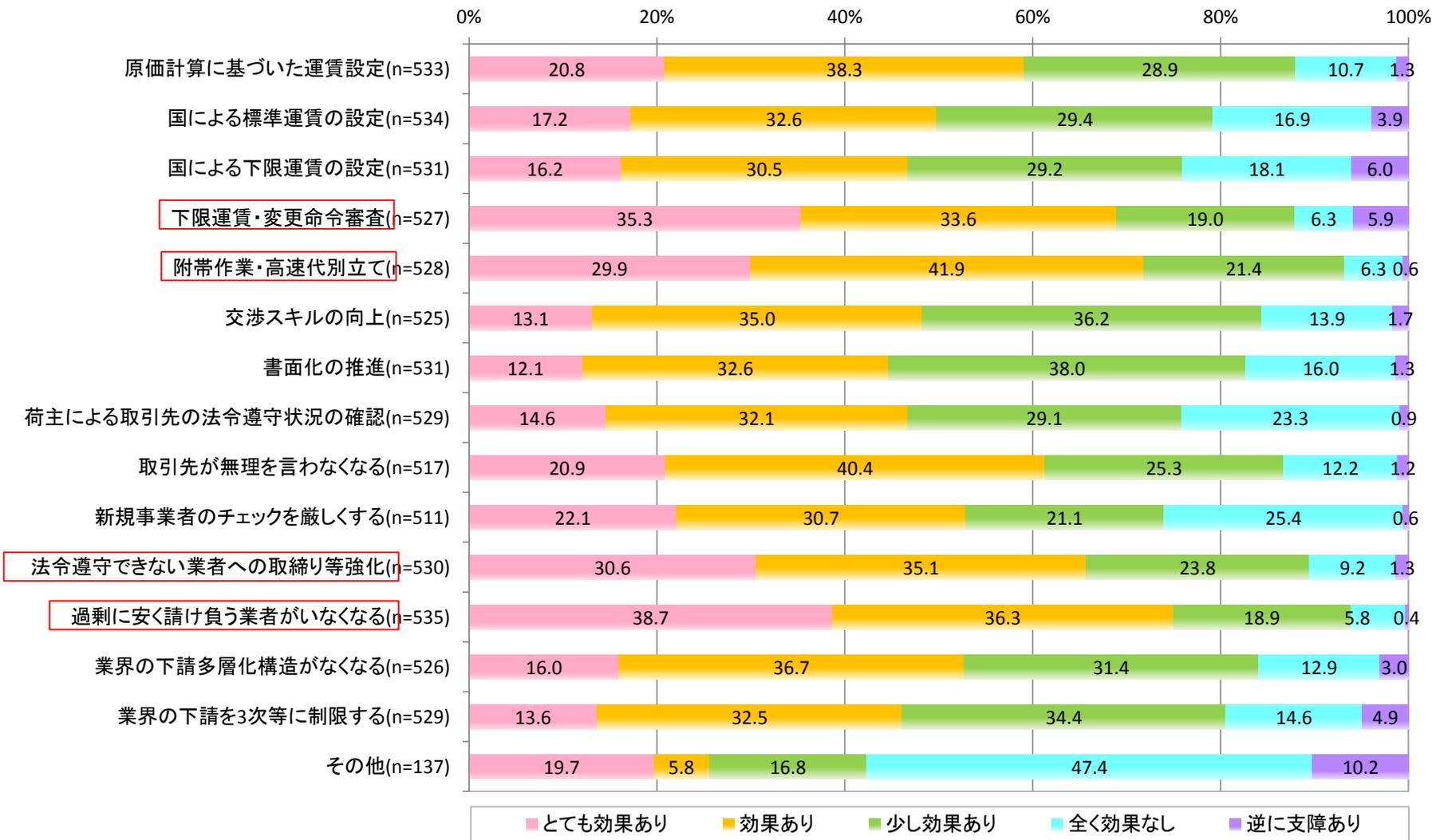
③運送以外のコストを適切に収受できるようにして欲しい

- 待機料金、附帯作業費、高速料金等を、**運賃とは別途の料金**として、適切に荷主等に負担してもらえらるような仕組みが必要。

「十分な運賃・料金の収受」のために効果的な方法

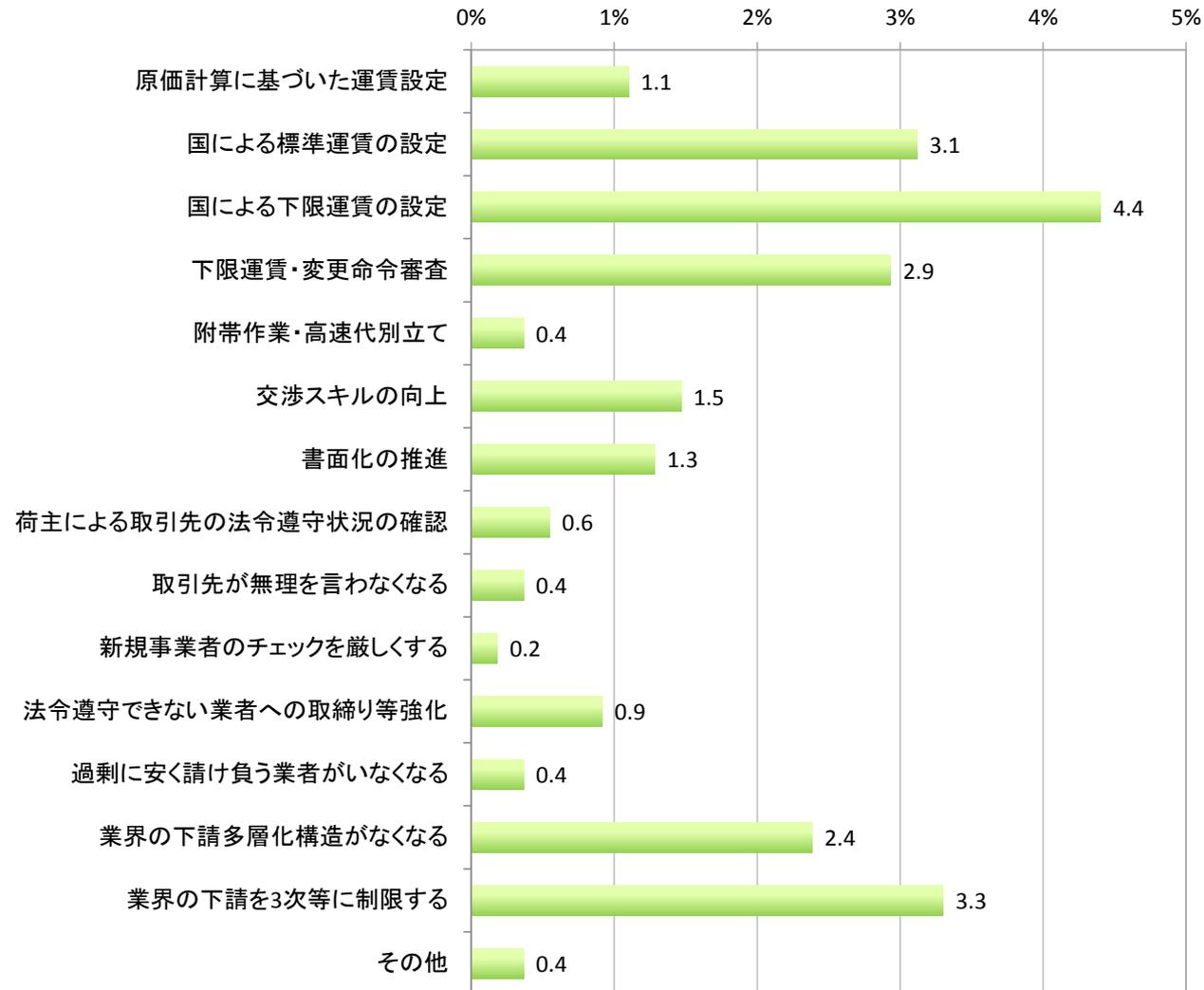
問:「十分な運賃・料金の収受」のために、次の方法はどれくらい効果的だと思いますか。(単回答)

問 効果的な収受方法

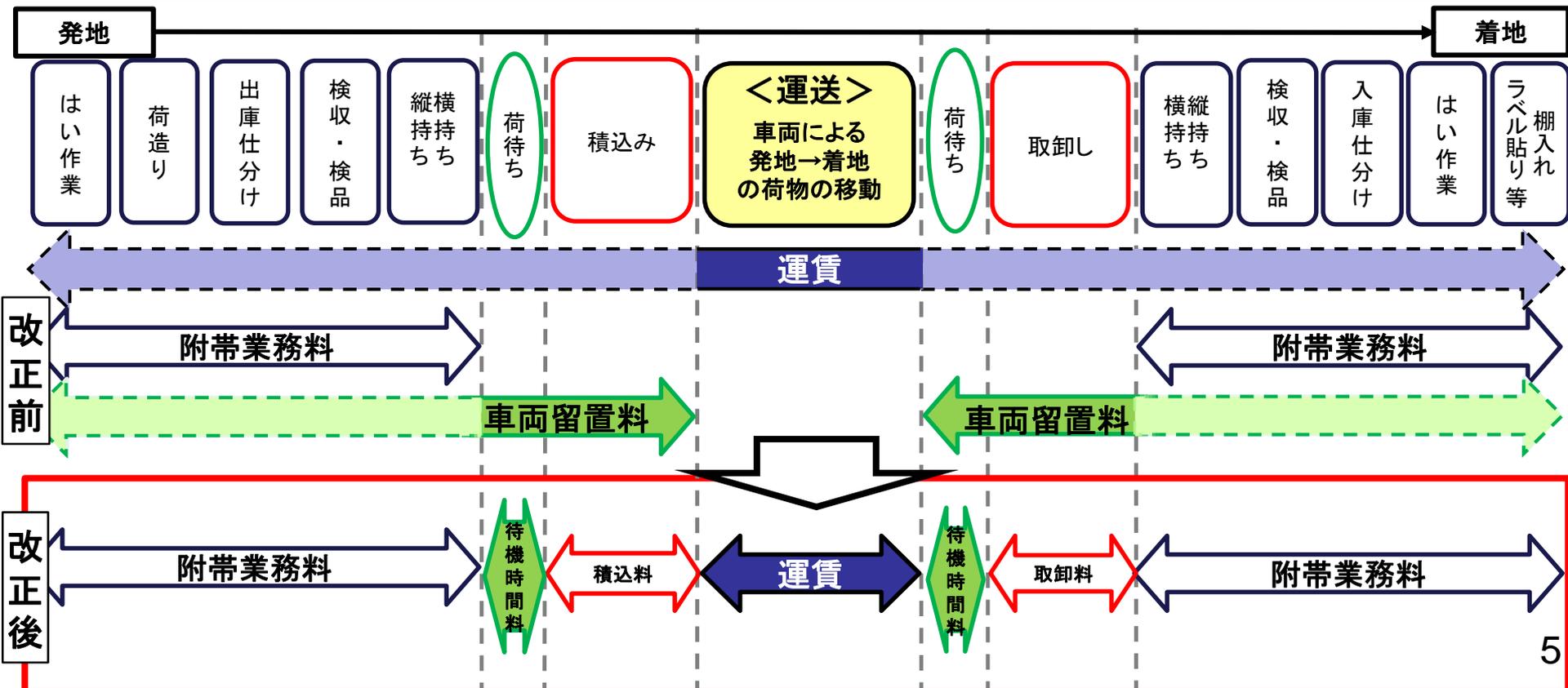


問：特に支障がある方法を2つまでご回答ください。（複数回答）

（複数回答,n=545）



- 運賃が運送の対価であることを明確化するため、**運賃の範囲を明確化する通達を発出。**
- 適正な運賃・料金を収受するための方策として**標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正。**
 - ①荷送人が運送依頼をする際に作成する**運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定。**
 - ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定。
 - ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」^(※)を追加。等



(※)はい作業：倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。

平成29年11月4日以降

新標準約款を使用する場合

必要な作業

- ①改正告示後の新標準約款を**営業所に掲示**する
- ②運賃及び料金の**変更届出**を行う

新標準約款を使用しない場合

旧標準約款を引き続き使用する場合

必要な作業

- ①旧標準約款を使用することについて**認可申請**を行う
※この場合11月4日までに申請を行う
- ②認可後、旧標準約款を**営業所に掲示**する

新たに独自に定めた約款を使用する場合

必要な作業

- ①独自に定めた運送約款を使用することについて**認可申請**を行う
- ②運賃及び料金の**変更届出**を行う
- ③認可された運送約款を**営業所に掲示**する

(その他:従前から独自の約款を使用している場合)
○独自の約款を引き続き使用する場合については手続きは不要
○独自の約款の変更を行う場合については①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

トラック事業者に周知を図るための方策

- 各都道府県トラック協会を通じトラック事業者に約款改正に係るリーフレット(別添参照)を配布。
- 各都道府県トラック協会が開催している生産性向上セミナーにおいて、約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配布。
- 各運輸支局が開催している地方協議会において、約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配布。
- 各運輸支局窓口にリーフレットを備付け。

荷主に周知を図るための方策

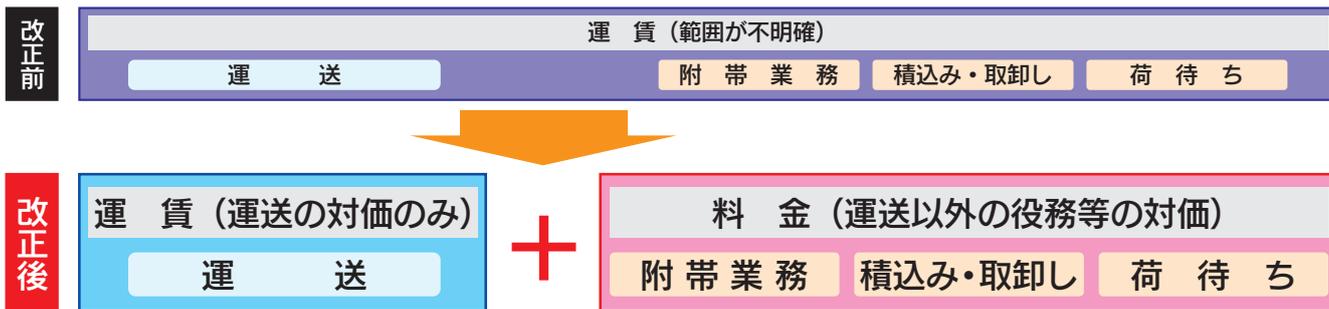
- 各運輸支局から各都道府県の荷主団体に約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配布。
- 各運輸支局が開催している地方協議会において、農林水産省が委員になっていない協議会においては、地方農政局にも協議会への参画を依頼する。
- 経済産業省及び農林水産省より提供いただいた荷主団体等リストに基づき、全日本トラック協会から案内文及びリーフレットを送付。

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ちの対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等*を追加します。

*その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、「はい作業」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていただきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者はその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ちが発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課

☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課

☎ 011-290-2743

近畿運輸局貨物課

☎ 06-6949-6447

東北運輸局貨物課

☎ 022-791-7531

中国運輸局貨物課

☎ 082-228-3438

関東運輸局貨物課

☎ 045-211-7248

四国運輸局貨物課

☎ 087-835-6365

北陸信越運輸局貨物課

☎ 025-285-9154

九州運輸局貨物課

☎ 092-472-2528

中部運輸局貨物課

☎ 052-952-8037

沖縄総合事務局陸上交通課

☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。